

埼玉東部法律事務所

埼玉東部法律事務所 〒343-0816 埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階 URL:<http://saitamatobu-law.jp/>

CONTENTS

- 弁護士近況
- 特集1：安保違憲訴訟尋問を終えて
- 特集2：親子に関する民法の改正案が審議中です
- 特集3：来年4月1日から相続登記の義務化が始まります

2023年になりました。みなさま、いかがお過ごしでしょうか。

弁護士の重要な任務として、民事裁判での弁護活動がありますが、裁判所に行かず、Web会議の形式で裁判の期日が行われることがますます増えており、パソコンの使い方を含めて習熟が求められます。世界（海外）では、ロシアによるウクライナ侵攻が発生し、戦争が過去のものではないことが明らかになりましたが、試練ともいべき事態を経て、平和主義はより強固になってゆくと考えています。国内では、政治と「宗教」との関係性が大問題となりましたが、そのような問題がなくても政治の問題は山積であり、立憲主義にのっとった改革が強く求められます。

そのような昨年は、2021年に設立40年を迎えた当事務所が、40年間を形に残すための作業を進めた年でもありました。ここまで歩んで来られたのは、事務所だよりをお読みくださっているみなさまのご支持ご支援のおかけであり、改めて感謝申し上げます。

これまでの積み重ねがあってこそ今年で42年目ですが、他方で、それなりの歴史あることが将来を保証するというものではなく、基本を大切にしながらの、変革に迅速適切に対応するため取り組みが大事であり、そのためには、所員同士の協力、所員各自の研鑽がこれまで以上に重要です。

本年も、がんばってまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

運営委員長 弁護士 田中 浩介

弁護士 佐々木新一	弁護士 野口 千晶
弁護士 山越 悟	弁護士 根本 明子
弁護士 池永 知樹	弁護士 井上あすか
弁護士 川崎 慎一	弁護士 石川 智也
弁護士 田中 浩介	弁護士 古谷 直樹
弁護士 斎藤 耕平	事務局一同
弁護士 小木 出	
弁護士 北川 浩司	

vol.46
2023.1





弁護士
佐々木新一

Sasaki Shinichi

「うぬぼれ鏡」て可愛いな

ロシアのウクライナ侵略をきっかけに本棚から30年前ほどに読んだ藤村信さんとの本を取り出して順次読みました。雑誌世界にパリ通信という寄稿を寄せていた方です。私の世代はロシア史を、ロシア革命、スターリン、ソ連崩壊という図式でみますが、80年代末になお、農奴制、ロシア人植民、多民族国家などのアプローチで今日を予見された洞察に感心しました。彼の事実上の遺稿集は、ご本人が「うぬぼれ鏡」と手書きされて温めていた原稿集を基に発行されたとのことでしたが、自らの歩み振り返って表現されたその表題に、不遜にも可愛いなと思い、共感と敬意の微苦笑です。自分をどのように振り返ることができるでしょうか。

「うぬぼれ鏡」とは、例の「鏡よ鏡、鏡さん」のことです。人知れず名付けてしまい込むところに惹かれます。



弁護士
山越 悟

Yamakoshi Satoru

新年の雑感

幸い多忙な毎日ですが、昨年7人の孫が生まれました。

そんな時、ウクライナ戦争が起き愕然とし、「ヒトの本性」（講談社現代新書）という本を本棚から引っ張り出して再読しました。曰く「ヒトには協力し合う本能があり、攻撃する本能もある。しかしヒトが絶滅していない以上、攻撃性が勝っているはずがない。戦争も殺人も減っている。ヒトは穏やかになっている。」。ホッとしますが、未だに戦争はあり、核兵器もあります。

同書等によれば、人が最も攻撃的なのは、不当な行為を正すときです。この攻撃性がないと集団を維持できなかった。とすると不当な行為がある以上攻撃が必要で、当不当をめぐる戦争も避けられない。核兵器の廃棄もできない。公権力を確立し不正を正す必要があるが、国家間の信頼が脆弱で合意による公権力の確立ができず、核兵器があるので大戦争による確立もできない。ヒトが変化すれば良いのでしょうか、ただ穏やかになれば済むわけではところが難しい。



弁護士
池永 知樹

Ikenaga Tomoki

債権法改正・相続法改正の実感

明治29年に民法が成立して以来の大改正である債権法改正が平成29年5月にあり、令和2年4月1日から施行となっています。また、昭和55年改正を最後に大改正のなかった相続法についても、平成30年7月に改正があり、平成31年7月から施行となっています。

日々、地域の中小企業の皆様および住民の皆様からご相談と依頼を受けておりますところ、改正法による実務変化を実感することが多くなっています。中小企業の皆様からのご相談や契約書レビューにおいては、時効管理や契約トラブルがあった場合の契約不適合責任に特に変化が生じています。時効管理は、債権者・債務者いずれの立場においても十分な注意が求められます。また、継続的取引との間に契約トラブルが万一発生した時のため、契約不適合責任の諸規定を予め契約書にどのように反映させておくかについて、契約当事者間の綱引きの中で一層の配慮が求められます。また、相続法改正の局面では、特に遺留分について顕著な変化が実務に現れているという実感です。

本年も、変動の時代に迅速適正に対応すべく、精進していく所存です。



弁護士
川崎 慎一

Kawasaki Shinichi

偽装貸金業にご注意下さい

利息制限法では、利息のうち年利15~20%（元本額によって異なる。）を超える部分は無効とされます。貸金業法では、貸金業者が年利109.5%（うるう年は109.8%）を超える金利で貸付けたときは、貸付の契約が無効となります。

ところが世の中には、このような規制を免れるためにいろいろなことを考える人がいます。これまでにも、債権の売買の形をとるファクタリングや商品購入の際にキャッシュバックなどと称して買主にお金を払い、後日商品代金として高額な請求をする後払い現金化サービスといったものがありました。最近は、商品の買取代金として売主にお金を払い、後日商品の引渡しがないことを理由として違約金を請求するという先払い買取り現金化サービスというものもあります。

これらも、実態が貸金と評価できれば、前述の規制が適用され、違法な金利を無効にできる場合がありますので、気になった場合にはご相談下さい。



弁護士
田中 浩介

Tanaka Kosuke

青年として

法学者や弁護士で構成される青年法律家協会（青法協）という団体の埼玉支部の事務局長を務めています（本稿執筆時点）。支部として広く活動ができるいないことには反省しきりですが、志を同じくする（おそらく）、税理士団体、司法書士団体（いずれも名称に「青年」が入ります）の支部との協力関係の構築に務めています。三人（三士業）寄れば文殊の知恵ではありませんが、弁護士として事件処理をするにあたって、税金や登記が関係してくることは多く、それらに的確に対処するためには、司法書士・税理士の方と協力しあえると安心です。もはや青年ではなく（「青年」であることは会員要件ではありません）、遅からず事務局長でもなくなるはずですが、そのような協力関係も活かして、登記や税金でも困らない弁護活動が実践できるように、今年もがんばります。



弁護士
斎藤 耕平

Saito Kohei

ジム通い始めました

40代半ばに至り、体型やら健康やらいろいろ気になりだしたので、思い立ってフィットネスジムに通うことにしました。当初はあまり自分には向いていないのではないかと考えていたのですが、いざ始めてみると意外と継続できています。結果が体脂肪率とか筋肉量といった具体的な数字になって出てくるので、ゲームに近い感覚で楽しいことと、以前からコンプレックスを感じていた体型が目に見えて変わってきたことがジム通いのモチベーションになっています。

ジムでは筋トレが中心ですが、この半年で体脂肪量10kgの削減、バーベルスクワットは1RM90kgになんとか到達しました。ドラゴンフラッグの習得が目下の課題です。関心のなかったプロテインやらアミノ酸やらにもこだわりが出始めたので、自分がどこに向かっているのかだんだんわからなくなっていました。筋トレ楽しい。



リピーター

2010年に発生した傷害事件の加害少年（当時16歳）の付添人として、当時、私は、被害者やその母親と示談交渉し、少年が寛大な処分となるよう嘆願書を作成してもらったり、少年が通っていた定時制高校の先生方と面談し、審判期日に出頭してもらったりといった付添人活動を行いました。少年は、過去に少年院に入院歴がありましたが、上記活動の成果もあってか、試験観察を経て、不処分となりました。

あれから10年以上経過したある日、突然、少年から電話があり、交通事故の被害に遭って、加害者との交渉を私に依頼したいとのこと。久しぶりに会った少年は、すっかり大人になり、大工の仕事に従事しているとのことでした。

現在は他県に居住する少年がわざわざ私に連絡をくれて、事件を依頼してくれたこと、そして、何よりも、少年が更生し、立派な社会人として活躍していることを知り、うれしくなりました。

弁護士
小木 出

Ogi Izuru



2021年を振り返って

新型コロナウイルス感染症が流行し始めて、もう少しで3年となります。昨年は、とうとう、家族で感染してしまいました。5月に夫と私が感染し、自宅療養しました。隔離期間中は、打ち合わせをキャンセルさせていただいたり、裁判には電話で出席することになりました。お休み等でご迷惑をおかけした皆様には、申し訳なく思います。

一度感染したら、もう大丈夫だろうと思っていた8月、今度は子どもが感染してしまいました。症状は非常に軽かったのですが、陽性反応が出てしまった以上、不要不急の外出はできず、2年ぶりに計画していた家族旅行を、泣く泣くキャンセルしました。

他方、長男の小学校では、人数制限や規模を縮小しつつも、行事が再開され、長男は、入学から3年目にして、初めて、バス旅行（社会科見学）ができました。

今年こそ、コロナが本当に落ち着いて、以前のような生活に戻ってくることを切に願います。

弁護士
根本 明子

Nemoto Akiko



企業内におけるハラスメント対策

昨年は、中小企業でもパワーハラスメント防止措置を講じることが義務化され、ハラスメント問題に対する社会的関心が一層高まった年でした。私自身、企業内におけるハラスメント相談窓口の設置、相談対応マニュアルの策定や各規程の制定、社内研修講師など、社内体制の整備や実際の制度運用に最前線で関わる機会を頂き、忙しくも充実した1年となりました。

パワハラ防止法では、ハラスメントのない職場環境づくりを推進することはもちろん、ハラスメント相談が寄せられた場合に会社が迅速かつ適切な初動対応を実現できる体制を整えておくことが求められています。ハラスメント相談が寄せられた後の事実調査や事実認定、懲戒処分等の措置決定には、将来の法的紛争を防止する観点が必要であり、これらの過程において弁護士が果たす役割は大きいと考えられます。

企業内におけるハラスメント対策に弁護士がどのような役割を果たすことができるのか、今年も模索していきたいと思います。

弁護士
井上あすか

Inoue Asuka



弁護士
石川 智也

Ishikawa Tomoya

刑事事件を通じて

昨年、弁護士になってから担当させていただいた刑事事件の被疑者（被告人）の数が100人を超みました。多くの被疑者の話を聞いてきましたが、人によって考え方は違いますし、一回話を聞いただけでは理解できないような話もありました。一方で、家庭環境や生育環境に問題があって同情せざるを得ないことがあります。いろいろな人生があるのだと自身の視野を広くしてもらえた面もあります。いずれにしろ、できるかぎり先入観を持たず、まずは被疑者の言い分をしっかり聞くように心がけています。

最終的に適切と考えられる処分に落ち着いたものもあれば、そうでないものも当然あります。あまりにも当然のことではありますが、被害者がいる事件については、被害者の方の事情も無視するわけにはいきません。その上で、過剰と考えられる処分や身柄拘束は避けられるように、今後も活動していきたいと思います。



弁護士
古谷 直樹

Furuya Naoki

地裁越谷支部でも、民事訴訟手続きのIT化が始まりました

令和4年5月23日から、さいたま地方裁判所越谷支部の民事裁判において、Microsoft Teams を用いたウェブ会議方式による争点整理手続きが始まりました。

裁判所へ赴く手間が省けたというのはウェブ会議の大きな利点です。依頼者の方へも交通費のご負担を掛けなくて済みますので、経済的にはメリットが大きいと思われます。

他方、デメリットとして、音声や映像が途切れたり、聞き取りにくかったりすることや、システム上のトラブルにより期日自体が中止になる危険性があります。また、ウェブ会議では面前での会話ができないため、当事者や代理人が、裁判官・相手方に直接働き掛ける機会が減ってしまうことも懸念されます。

今後、民事裁判手続きのさらなるIT化が予定され、一部の家庭裁判所では民事調停手続きにおけるウェブ会議の導入も開始しています。変わりゆく裁判手続きの流れに乗り遅れないよう、弁護士スキルに磨きをかけ、今年も精進してまいります。



特集
1

安保違憲訴訟尋問を終えて



安保違憲訴訟というのは、2015年に成立した集団的自衛権の行使を容認する新安保法制が憲法の平和主義に反することを主張する裁判で全国20か所以上の裁判所で行われています。国家賠償訴訟という形式のため、「原告らに個別の権利・利益侵害が認められない」と本体の法律判断に入れないというハードルがあります。さいたま訴訟は、原告が400名以上の大型裁判です、一昨々年原告尋問の準備のためにコロナ禍に秩父まで打合せに出かけたことはご報告しました。一昨年3月に判決があり、裁判所は「原告らの訴えは真剣なものである」ことは認めましたが、国賠訴訟のハードルを超えるには至りませんでした。

東京高裁で私たちは、2017年当時安保法制によって日本は米国と北朝鮮との軍事対決に巻き込まれる可能性があったので、原告のおそれや不安感は深刻なものになっていた事実に立証を絞り、証人として当時自衛隊のトップであった河野克俊前統合幕僚長と、国会議員としてこの時期の究明にあたっていた立憲民主党の小西洋之参議院議員を申請し、昨年10月13日小西洋之議員の証人尋問が行われました。この時期、国会は国葬と統一教会問題で緊迫しており、国会論戦の先頭におられる小西議員は大変多忙で、打合せはズームを利用する形で行いました。

実は、2017年7月、米軍トップの統合参謀本部議長と自衛隊トップの河野氏は、米国と会談を行い、その会談内容の受け止めのため（と推定される）翌日の真夜中に、わが国の国家安全保障会議が開催されていた事実が明らかになっています（もちろん不当なことに、その内容は非開示です）。小西議員は法廷で、「2017年当時日本が米軍と

演習と称する軍事的共同行動を繰り返していたこと」、「そのため北朝鮮の対日報復表現がどんどんエスカレートしていたこと」、「当時政府も北朝鮮との戦争がありうるものとして、全国から自治体担当者をしばしば招集して（記録にある限りで4回）、避難訓練やJアラートの警告などの周知徹底をしていたこと」、「仮に戦争が起きた場合、朝鮮半島はもちろん、わが国にも取り返しのつかない被害が発生すること」、「河野前統幕長が、米国と北朝鮮との戦争の可能性は6割以上あつたと公言していること（真夜中の国家安全保障会議と符合します）」などを、ご自身が国政調査権や質問権を駆使して引き出した国会での質疑、政府や防衛省の資料を前提にリアルに証言されました。

昨年2月にロシアによるウクライナ侵略が始まり、都市部への無差別なミサイル攻撃が展開されていること、いままた北朝鮮のミサイル発射実験が繰り返され（現に5年ぶりにJアラートになりました）、戦争が絵空事ではない下での小西証言は、80名を超える参加者（控訴人・傍聴人）に深い感銘を与え、尋問が終わった瞬間に思わず拍手が起こり、裁判長も制止しませんでした。ただし弁護団の強い要請にもかかわらず河野前統幕長の採用は却下されました。

私の感想になりますが、弁護士生活の「卒業」（今年から弁護士会費の免除規定が摘要される年齢となりました）時期に、6月の生活保護費切り下げ違憲訴訟での本人尋問と併せて、思い出深い尋問となりました。

弁護士 佐々木 新一

特集
2

親子に関する民法の改正案が審議中です

令和4年10月、国会に、民法の親子に関する条文について改正案が提出され、令和4年11月現在、審議中です。その内容を、簡単にご紹介いたします。

第一に、「懲戒権」に関する規定の見直しです。現在の民法822条は、親権者は子を懲戒することができると定めています。現在の民法でも、懲戒は、監護及び教育に必要な範囲に限られ、児童虐待防止法には、親権による体罰の禁止が明記されていますが、懲戒権の規定が、児童虐待を正当化する口実に利用されているという指摘がありました。そのため、改正案では、「懲戒権」が削除され、新たに、子の人格を尊重する義務や、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止する規定が加わります。

第二に、嫡出の推定制度の見直しです。現在の民法772条では、結婚から200日を過ぎた後又は離婚から300日以内に生まれた子は、結婚中に妊娠したものと推定され、夫の子と推定されます。この嫡出推定の規定は、早期に父子関係を確定し、子どもの地位の安定を図るという目的がある重要なものです。しかし、結婚が実質的に破綻してから正式に離婚が成立するまで、時間がかかるケースもあります。そのような状況で、離婚が成立する前に、戸籍上の夫以外の男性の子を妊娠した女性が、子が（前）夫の子と扱われることを避けるために出生届を提出せず、子が無戸籍となるケースが社会問題化しました。

そこで、改正案では、女性が結婚前に妊娠した子であっても、結婚後に生まれた子は、夫の子と推定するという規定を追加します。これで、前夫との離婚成立前に別の男性（新夫）の子を妊娠しても、新夫と結婚した後に子が生まれれば、離婚から300日以内／新夫の結婚から200日以内であっても、その子は、新夫の子と推定されます。

この改正に伴い、女性の再婚禁止期間も廃止されます。現在の民法733条は、女性は、離婚後100日を経過しないと再婚できないと定めていますが、改正法では、この制限が撤廃されます（現在の民法でも、男性には、再婚禁止期間の定めはありません。）。

その他、これまででは、父にしか認められていなかった嫡出否認（推定された父子関係を否定する）の手続きが、子及び母にも認められるようになる等の変更があります。

弁護士 根本 明子

特集
3

来年4月1日から相続登記の義務化が始まります



1 改正法のポイント

相続登記がされることにより、所有者不明土地が発生し、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の活用が阻害されることが社会問題となっています。

そういった経緯から、令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、民法及び不動産登記法について、抜本的な見直しが図られています。

今回紹介する相続登記義務化に関する改正のポイントは、①相続登記の義務化が令和6年4月1日から開始、②義務違反には10万円以下の過料の可能性、③過去の相続分に遡って義務化が適用、④相続登記簡略化のため「相続人申告登記」が新設の4点です。

2 相続登記義務化の概要

相続（遺言による場合を含みます。）によって不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

なお、遺産分割協議が成立する前は、被相続人名義の不動産を法定相続人全員が承継（共有）している状態となりますので、この場合は、法定相続人全員が相続登記の義務化の対象者となります。

したがって、遺産分割協議が長引く場合は、法定相続分での相続登記の申請又は新設された後述の「相続人申告登記」の申請のいずれかを検討しなければなりません。

その後、遺産分割の協議がまとまったときは、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内にその内容を踏まえた相続登記の申請をしなければならないこととされました。

そして、正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかったときは、10万円以下の過料の適用対象となります。

3 過去の相続分に遡って義務化が適用（遡及効）

次に注意しなければならないポイントは、「施行前に相続が発生した不動産においても相続登記が義務となる」という点です。

施行前に発生していた相続については、施行日である令和6年4月1日から3年以内の相続登記が義務となり、正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかったときは、10万円以下の過料の対象となります。

4 相続人申告登記制度の新設

相続登記を申請しようとする場合、民法上の相続人や相続分を確定しなければならないため、全ての相続人を把握するための戸籍謄本等の収集が必要となり、手続きの負担が大きいことが懸念されています。

このため、より簡易に相続登記の申請義務を履行することができるよう、相続人申告登記という新たな制度が設けられました。

相続人申告登記は(1)登記簿上の所有者について相続が開始し、(2)自らがその相続人であることを申し出ることにより、登記官が職権で登記を行う制度です。この申出がされると、相続人の氏名・住所等が登記され、相続登記申請義務が履行されたことになります。

ただし、通常の相続登記のように、所有権が相続人に移転したことを対外的に主張できるようになるわけではなく、「登記簿上の所有者が亡くなった」という事実を知らせる範囲にとどまりますますので、その意味で非常に簡易的な登記制度になります。

弁護士 古谷 直樹